

報道機関各位

平成24年5月16日
日本司法支援センター

法テラス 震災法律援助実績速報

震災特例法施行わずか1ヵ月 震災法律相談件数2,187件!

～資力にかかわらず被災者が利用可能 全国で被災者支援を実施～

本年4月1日に震災特例法が施行されました。

施行後1か月の全国実績は震災法律相談件数では**2,187件(5/10現在)**となり、最も申込みが多かったのは宮城県で1,151件となっています。

相談内容別に見ると、離婚・相続などの「家事事件」が一番多く約35%を占め、続いて、損害賠償請求、貸金請求などの「金銭事件」が約26%、次に破産等の「多重債務事件」が約19%となっています。

また、震災立替援助件数(弁護士・司法書士が事件を受任した場合に費用の立替を行う援助)については、43件(5/10現在)となり、今後さらに増加することが予想されます。

今後も法テラスでは、本制度の更なる周知をすすめ、全国にいる東日本大震災の被災者を積極的に支援していきます。

■震災法律相談件数

震災特例法後

★震災法律相談件数 (平成24年4月)

宮城1,151件
岩手459件
福島347件
茨城186件
新潟16件
栃木15件
山形3件
東京3件
神奈川3件
千葉1件
山梨1件
石川1件
滋賀1件

全国合計 2,187件 (月)

震災特例法前

【参考】震災に関する 法律相談件数 (平成23年度)

宮城6,276件
岩手1,467件
福島988件
新潟520件
埼玉379件
東京330件
茨城252件
神奈川156件
大阪28件
栃木1件

⋮

全国合計 10,495件 (年)



利用者等の声

- 3.11の住所だけ言えば無料で相談できると報道で見たので利用しやすいと思い電話した。
- 原発で福島県から避難しているが、避難者でも宮城で相談できると聞いたのでぜひ利用したい。
- 30分5,000円で相談したことはあるが被災者には負担が大きい。ましてや、日々変化する問題に応じて2～3回と相談をしたいと思っても費用を考えると躊躇してしまうので、本当にありがたい。

震災特例法（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律）

平成24年3月23日に成立し、4月1日に施行されました。法テラスは、この法律に基づいて、施行日から「東日本大震災法律援助事業」を新たな事業として実施しています。

平成23年3月11日時点において、一定の地域に住所、居所、営業所又は事務所があった方（法人を除く）が対象となり、法テラスが行っている民事法律扶助業務には、収入や資産が一定基準以下である等の条件がありますが、本事業にそのような条件はありません。

援助の内容としては、「弁護士・司法書士による無料法律相談（刑事に関するものを除く）」、「震災に起因する紛争についての民事裁判等の各種法的手続の代理や書類作成を弁護士・司法書士に依頼する費用等の立替え」となります。

費用の立替えは、裁判手続等だけでなく、個人債務者の私的整理ガイドラインを利用する債務整理や、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てや行政不服手続も対象となり、東京電力株式会社への損害賠償請求書の作成も対象になります。また、立替金は、事件終了まで返済が猶予される等、被災者にとって、より利用しやすいものとなっています。

本事業の詳細については、「震災 法テラスダイヤル」にてご案内しています。

震災 法テラスダイヤル 0120-078309（おなやみレスキュー）

※震災関連専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。